

## 第6章 調査計画書についての知事の意見

## 第6章 調査計画書についての知事の意見

「川口市戸塚環境センター施設整備事業に係る環境影響評価調査計画書」（平成30年1月、川口市）に対し、「埼玉県環境影響評価条例」第8条第1項の規定に基づき埼玉県知事から提出された意見は、以下のとおりである。

### 6.1 全般事項

#### (1) 事業計画について

計画地周辺には住居及び学校等が近接していることから、事業の実施（工事中及び存在・供用）に当たっては、周辺への環境影響に十分に配慮した計画とすること。

#### (2) 工事中の環境影響の予測及び評価について

新ごみ焼却処理施設の工事中の環境影響の予測及び評価に当たっては、新粗大ごみ処理施設の供用及び既存施設（東棟ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設）の解体工事に伴う環境影響についても考慮すること。

#### (3) 埋設廃棄物について

埋設廃棄物を区域外に拡散しない計画としているが、最大限安全側に配慮して、想定される環境影響について再検討し、必要に応じて調査、予測及び評価の項目を追加すること。

### 6.2 調査、予測及び評価について

#### (1) 大気質

新粗大ごみ処理施設の稼働に伴い粉じんの発生が想定されるため、存在・供用時においても粉じんの項目の調査、予測及び評価を行うこと。

#### (2) 低周波音

新施設の稼働に伴う低周波音の影響について、整合を図るべき基準として「低周波音問題対応の手引書」における参照値を用いるとしているが、参照値は環境アセスメントの環境保全目標値ではないので、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」に示された科学的知見に基づいて評価すること。

#### (3) 大気質、騒音、振動

工事中の環境影響の予測については、建設機械の稼働台数や資材運搬等の走行車両の台数が最大となる時期ではなく、各項目の総排出量が最大となると想定される時期とすること。

#### (4) 騒音、低周波音

既存施設の稼働を鑑みて、「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」に定める測定方法による工場・事業場騒音を、調査項目に追加すること。

### 6.3 環境保全措置について

#### (1) 大気質

既存施設の解体にあたっては、ダイオキシン類やアスベストなどの有害物質の飛散のないよう十分な対策を講じた上で実施すること。また、解体時には大気質のモニタリングを実施すること。

#### (2) 水質

計画地周辺の河川及び地下水の水質については、現状で環境基準を超過している項目があることから、事業の実施(工事中及び存在・供用)において、周辺環境への影響が最小限となるよう十分な対策を講じた計画とすること。